

江府町規則第 1 号

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則 の改正をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

江府町長 白石 祐治

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則（平成25年4月1日江府町規則第9号）の一部を以下のとおり改正する。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(給付の決定)</p> <p>第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、養育医療の給付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により給付を行うことと決定したときは、省令第9条第2項による養育医療券（様式第1号（1）及び様式第1号（2））（以下「医療券」という。）を申請者に交付し、かつ、医療券に記載した指定養育医療機関に、その旨を通知するものとする。また、給付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(医療券の取り扱い)</p> <p>第7条 医療券の有効期間の始期は、申請書を受理した日から原則として2か月を超えない範囲で、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日にさかのぼる取扱いとするものとする。また、その終期は、当該医療の終了の日とするものとする。ただし、当該医療の終了の日が当該児の満1歳の誕生日の前々日を超える場合は、当該児の満1歳の誕生日の前々日を終期とする。</p> <p>なお、病院診療所用及び薬局用の医療券を併せて交付する場合における有効期間は、同一の有効期間とする。</p> <p>2 申請者は、医療券を紛失又はき損した場合は、<u>医療券の有効期間内</u>に</p> | <p>(給付の決定)</p> <p>第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、養育医療の給付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により給付を行うことと決定したときは、省令第9条第2項による養育医療券（<u>様式第1号</u>）（以下「医療券」という。）を申請者に交付し、かつ、医療券に記載した指定養育医療機関に、その旨を通知するものとする。また、給付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(医療券の取り扱い)</p> <p>第7条 医療券の有効期間の始期は、申請書を受理した日から原則として2か月を超えない範囲で、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日にさかのぼる取扱いとするものとする。また、その終期は、当該医療の終了の日とするものとする。ただし、当該医療の終了の日が当該児の満1歳の誕生日の前々日を超える場合は、当該児の満1歳の誕生日の前々日を終期とする。</p> <p>なお、病院診療所用及び薬局用の医療券を併せて交付する場合における有効期間は、同一の有効期間とする。</p> <p>2 申請者は、医療券を紛失又はき損した場合は、<u>養育医療券再交付届出</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>において、養育医療券再交付届出書（様式第12号）により届出を行い、医療券の再交付を受けるものとする。</u></p> <p><u>なお、申請者は、紛失した医療券を発見したときは、速やかに返還するものとする。</u></p> <p>3 申請者は、氏名、住所、又は加入している医療保険に変更があったときは、養育医療券等変更届（様式第13号）により届出を行い、医療券の再交付を受けるものとする。</p> <p>様式第1号（1） 【別記1 参照】</p> <p>様式第1号（2） 【別記2 参照】</p> | <p>書（様式第12号）により届出を行い、医療券の再交付を受けるものとする。</p> <p>なお、申請者は、<u>医療券をき損したため再交付を受ける場合は、き損した医療券を返還するものとする。</u></p> <p>3 申請者は、氏名、住所、又は加入している医療保険に変更があったときは、養育医療券等変更届（様式第13号）により届出を行い、医療券の再交付を受けるものとする。</p> <p>様式第1号 (略)</p> |
|--|--|

附 則

(施行規則)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】改正後

様式第1号(1) (第6条関係)

| 養育医療券 (病院・診療所用) | | | | | | | | | | |
|---|---------|---|----------------|---------|-------|---|---------|---------|-------|--|
| 公費負担者番号 | 2 | 3 | 3 | 1 | 6 | 2 | 0 | 1 | 交付年月日 | |
| 公費負担医療の受給者番号 | 4 | 0 | 3 | | | | | | 年 月 日 | |
| 医療保険各法による記号及び番号 | | | | | | | 保険者等の名称 | | | |
| 受療者 | 氏名 | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | | 年 月 日 | | | 男・女 | | | |
| 申請者 | 氏名 | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | 大正・昭和 平成・令和 | | 年 月 日 | | | 受療者との続柄 | | |
| | 住所 | | | | | | | | | |
| 指定養育医療機関 (病院・診療所) | 名称 | | | | | | | | | |
| この券の有効期間 | 年 月 日から | | | 年 月 日まで | | | | | | |
| <p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>江府町長</p> | | | | | | | | | | |

【別記2】改正後

様式第1号(2) (第6条関係)

| 養育医療券 (薬局用) | | | | | | | | | |
|---|-----------------|----------------|---|---|---|-------|---------|---------|-------|
| 公費負担者番号 | 2 | 3 | 3 | 1 | 6 | 2 | 0 | 1 | 交付年月日 |
| 公費負担医療の受給者番号 | 4 | 0 | 3 | | | | | | 年 月 日 |
| 医療保険各法による記号及び番号 | | | | | | | 保険者等の名称 | | |
| 受療者 | 氏名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | 男・女 | |
| 申請者 | 氏名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 大正・昭和 平成・令和 | | | | 年 月 日 | | 受療者との続柄 | |
| | 住所 | | | | | | | | |
| 指定養育医療機関 | 薬局 | 名称 | | | | | | | |
| | 病院・診療所 | 名称 | | | | | | | |
| この券の有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | |
| <p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>江府町長</p> | | | | | | | | | |